

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	難病の患者に対する特定医療費の認定及び支給事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県は、難病の患者に対する特定医療費の認定及び支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県知事

公表日

令和5年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する特定医療費の認定及び支給に関する事務
②事務の概要	難病患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病の医療費助成を必要とする者に対して、支給認定を行い、特定医療費を支給する事務である。申請者及び申請者が加入する医療保険の加入状況等によって決定される基準世帯員の前年度の課税状況、収入状況に応じて自己負担上限額が確定するため、前年度の住民税に関する情報や生活保護等の受給情報などを照会し、自己負担上限額の決定を行っている。
③システムの名称	総合福祉 指定難病情報管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
指定難病等医療費助成事業受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番98
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 項番120 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 項番26,56の2及び87
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	疾病・感染症対策課
②所属長の役職名	疾病・感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮城県総務部県政情報・文書課情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 022-211-2636

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	難病患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病の医療費助成を必要とする者に対して、支給認定を行い、特定医療費を支給する事務である。	難病患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病の医療費助成を必要とする者に対して、支給認定を行い、特定医療費を支給する事務である。 申請者及び申請者が加入する医療保険の加入状況等によって決定される基準世帯員の前年度の課税状況、収入状況に応じて自己負担上限額が確定するため、前年度の住民税に関する情報や生活保護等の受給情報など照会し、自己負担上限の決定を行っている。	事後	
平成29年8月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番120 (別表第二における情報提供の根拠) 項番26.56の2.87	(別表第二における情報照会の根拠) 項番120 (別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第59条の3 (別表第二における情報提供の根拠) 項番26.56の2及び87 (別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第19条柱書、第1号及び第2号から第6号まで、第30条柱書及び第6号並びに第44条柱書、第1号及び第2号から第6号まで	事後	
平成29年8月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月17日	平成29年3月31日	事後	
平成29年8月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月17日	平成29年3月31日	事後	
平成30年11月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病・感染症対策室長 大内 みやこ	疾病・感染症対策室長	事後	
平成30年11月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	宮城県 総務部 県政情報公開室 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	宮城県総務部県政情報・文書課情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	事後	
平成30年11月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	
平成30年11月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	
平成30年11月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特定疾患等情報管理システム(指定難病等情報管理システム)	総合福祉 指定難病情報管理システム	事前	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番98 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条	番号法第9条第1項 別表第一 項番98	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番120 (別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第59条の3 (別表第二における情報提供の根拠) 項番26.56の2及び87 (別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第19条柱書、第1号及び第2号から第6号まで、第30条柱書及び第6号並びに第44条柱書、第1号及び第2号から第6号まで	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 項番120 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 項番26.56の2及び87	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	疾病・感染症対策室	疾病・感染症対策課	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病・感染症対策室長	疾病・感染症対策課長	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱先に関する問合せ 連絡先	宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室難病対策班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 022-211-2636	宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 022-211-2636	事後	
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 項番120 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 項番26.56の2及び87	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 項番120 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 項番26.56の2及び87	事前	9月1日施行の番号法改正に伴うもの
令和4年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	
令和4年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	
令和5年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日	令和5年3月31日	事後	
令和5年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日	令和5年3月31日	事後	
令和5年7月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[O]自己点検 []内部監査	[]自己点検 [O]内部監査	事後	